

平成27年度

第2回鈴鹿市公の施設の指定管理者選定委員会会議概要

日 時:平成27年9月16日(水) 18時00分～19時50分

場 所:鈴鹿市役所 本館5階 503会議室

出席委員:3人(2名欠席)

内 容:下記のとおり

1 桜の森公園野球場の指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性について

委員会は、特定非営利活動法人鈴鹿市体育協会から提出のあった申請書類及び当該施設を所管するスポーツ課へのヒアリングを実施した結果、桜の森公園野球場の指定管理者候補者選定に係る市の判断は妥当なものであるとした。

主な意見等(欠席者の意見も含む。)は、次のとおり。

【委員】

・24年度の次年度繰越金が3,040,730円となっているが、25年度の前年度繰越金が1,789,060円であるのはなぜか。

【スポーツ課】

・申請者に確認したところ、誤表記であることが分かり、平成24年度の次年度繰越金は1,789,060円が正しいということを確認したので、申請内容の修正を依頼しているところである。

・委員の皆様にご迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。

【委員】

・事業収益のうち26年度は25年度に比して、スポーツ教室事業収益が125万円の減少、自主事業収益が285万円の減少となっている。しかし、26年度にある施設利用料金収益の項目が25年度以前は無いので、指定管理費の増大に伴う表示区分の変更の可能性もあり単純に比較はできない。

【スポーツ課】

・御指摘のとおり科目を変更しているため、比較ができない。

・しかし、これまでグループで管理していたものを体育協会が単独で管理することになったため、これまでと比較して財務内容は良化している。

【委員】

・指定管理料の増加により一挙に消費税納付負担が増えているが、その引き当ては用意されているのか。

【スポーツ課】

・用意されていることを確認している。

【委員】

・体育協会のように規模の大きな指定管理を受けようとする場合は、貸借対照表の作成を要求すべきではないか。

【スポーツ課】

・申請者の貸借対照表は、インターネットで確認できるため、現在は申請に必要な書類として定めていないが、今後は検討していきたい。

【委員】

・委託費の比率が高いが、委託については指定管理者が自由に行うことができるのか。

【事務局】

・本市では、指定管理者制度による管理を行っているすべての公の施設で、第三者への委託に際しては、事前に市の許可を受けるように協定で定めており、チェック機能が働くようにしている。

【委員】

・自主事業の計画が物足りないので、より具体性を持たせるよう希望する。

2 ベルホームの指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性について

委員会は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会から提出のあった申請書類及び当該施設を所管する障害福祉課へのヒアリングを実施した結果、ベルホームの指定管理者候補者選定に係る市の判断は妥当なものであるとした。

主な意見等(欠席者の意見も含む。)は、次のとおり。

【委員】

・25年度に「大阪公募公債」を5,000万円で購入しているが、安全なものなのか。

【障害福祉課】

・元本割れがなく、安全なものであることを確認している。

【委員】

・26年度に退職給与引当金を3,917万円戻し入れ、退職金を含めた人件費の金額が5,773万円増加しているが、退職給与の算定は妥当にされているのか。

【障害福祉課】

・ベテラン職員が2名退職したことによるものであるが、適切に行っていることを確認している。

【委員】

・職員の配置について、年々正規職員が増える計画となっているが、この点について障害福祉課はどう考えたのかお尋ねしたい。

【障害福祉課】

・正規職員が年々増えることについては、気がかりの1つであるが、市としては、サービス提供に必要な常勤職員を確保できるのであれば、その雇用形態については、弾力的に運用する必要があるのではないかと考えている。

・申請者に内容を確認したところによると、財政的な悪化を招くほどの負担にならないようにしているとのことである。

【委員】

・本年度、実施している祝日利用は、次年度以降も行うのか。

【障害福祉課】

・継続していく。

【委員】

・ベルホームや療育センターが単体で赤字であっても、社会福祉協議会全体としての経営状態は良いように思えるがどうか。

【障害福祉課】

- ・単年度で赤字であっても、指定管理機関全体では黒字になっている。

3 療育センターの指定管理者候補者選定に係る市の判断の妥当性について

委員会は、社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会から提出のあった申請書類及び当該施設を所管する障害福祉課へのヒアリングを実施した結果、療育センターの指定管理者候補者選定に係る市の判断は妥当なものであるとした。

主な意見等(欠席者の意見も含む。)は、次のとおり。

【委員】

- ・利用予定人数について、年々増える見込みとなっているが、想定根拠は何か。

【障害福祉課】

- ・早期発見を目的とした検診等を通じて把握している実態からの見込みとのことである。

【委員】

- ・市からの委託料が増えるのは、利用の増加を見込んでのことであるのか。

【障害福祉課】

- ・利用増に伴う、経費の増加を見込んでいる。

【委員】

- ・29年度からの消費税の増税は、見込まれていないと思われる部分があることについてはどう考えているのか。

【障害福祉課】

- ・過去の支出の実績から、総額の中で吸収できる範囲であると考えている。

【委員】

- ・言語聴覚士が嘱託を含め4名とかなり手厚いものとなっているが、正規職員の言語聴覚士を3名配置するということは、いつごろから始まっているのか。

【障害福祉課】

- ・25年度末の「対象年齢の引き上げ」に合わせて行ったものである。

【委員】

・研修等については、施設ごとのもの、団体全体のものとあるのか。また、団体内のネットワークはあるのか。

【障害福祉課】

・団体としての研修や、現場でのOJTがあると思われる。
・団体内の情報共有も行われている。

4 答申書について

- ・ 答申書案は、本日の結果を踏まえて、会長と事務局で作成する。
- ・ 第3回の開催(9/30)は、答申書案に対して各委員に意見を照会し、その意見に応じて開催を決定することとする。(その決定は、9/24に行い、結果を電子メールで連絡することとする。)

5 その他

- ・ 次年度の委員会では、指定管理者制度を導入している公の施設の視察を実施する方向性が示された。